

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 条例の範囲</p> <p>■意見 自転車活用推進法に基づき制定するのであれば、「安全利用」以外についての基本方針についてはどうするか。</p> <p>■理由 自転車活用推進法の基本方針には、他にも「シェアサイクル施設の整備」、「災害時の有効活用体制の整備」、「観光来訪の促進、地域活性化の支援」等があり、「安全利用」以外でも取り組むことが規定されている。</p>	<p>自転車活用推進法については、ご意見のとおり、多方面での施策が掲げられています。</p> <p>本条例については、その中の「自転車の安全な利用に係る教育及び啓発」に焦点を当てたものになります。</p>
2	<p>■項目及びページ 第4条 市の責務</p> <p>■意見 市の責務に「自転者利用者に対し、安全で良好な道路環境整備を積極的に実施するものとします。」と追加する。</p> <p>■理由 自転車の事故は、交通ルール違反や自転車の整備不良のほか、「道路環境の未整備」による事例も多発している。「自転車専用レーン」や「自転車専用道路」も目にするようになってきており、行政が先頭に立って「安全で良好な生活環境の確保」をするために不可欠である。</p>	<p>道路整備については、自転車利用者だけでなく、自動車や歩行者との関係も含め、市の実情に応じた整備手法を検討しながら整備を進めております。</p>

3	<p>■項目及びページ 第6条 自転車利用者の責務</p> <p>■意見 安全対策に係る事項として、以下のことを条例に追加する。 ①携帯電話、イヤホン、又はヘッドフォンを使用しながら運転をしないこと。 ②夜間において無灯火で運転しないこと。 ③傘を使用しながら運転をしないこと。 ④車道通行の際は、左側を通行すること。 ほか安全対策のために必要なこと</p> <p>■理由 ヘルメットの着用だけでは利用者の安全利用を守れるとは到底思えないため。 岐阜県のホームページでは「自転車安全利用五則を守りましょう」と紹介されており、関連性を考えたため。</p>	<p>ご意見の事項は道路交通法にて規定があり、第6条にて「自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守する」と責務を明記しております。 なお、安全対策として第6条を以下のとおり修正します。 「反射材の装着その他の安全対策等」→「ヘルメット及び反射材の装着並びに前照灯及び尾灯の常時点灯その他の安全対策」</p>
4	<p>■項目及びページ 第18条 広報及び啓発等</p> <p>■意見 自転車の日は5月5日とし、自転車月間を5月と定めて普及啓発していくと条文に追加すること。</p> <p>■理由 自転活用推進法に規定があるため</p>	<p>本条は、広報及び啓発に関して市の姿勢を示すものです。なお、現状、5月は自転車月間としてポスター掲示等により啓発しております。</p>